

会 議 録（要旨）

会議の名称	平成30年度第1回茨木市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	平成30年11月28日（水） 午後 2 時 0 0 分 開会 午後 4 時 3 0 分 閉会
開催場所	市役所本館 6 階 第 2 会議室
出席者	[委員] 石原 一彦 加賀 有津子 花田 眞理子 柳原 崇男 【4人】
欠席者	梅宮 典子 村上 亨 【2人】
事務局職員	吉田産業環境部長、徳永商工労政課長、酒井商工労政課職員 【3人】
開催形態	公開
議題（案件）	(1) 会長・副会長の選出について (2) 会議の公開・非公開等について (3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について 「（仮称）ラ・ムー茨木彩都店」（新設） (4) その他
配布資料	(1) 茨木市大規模小売店舗立地審議会規則 (2) 茨木市審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋） (3) 茨木市情報公開条例（抜粋） (4) 審議案件の概要 (5) 審議案件説明資料 (6) 既存類似店舗 時間別来店客数

議事の経過

1 開会あいさつ

事務局：開会のあいさつ

2 委員及び事務局職員紹介

事務局：各委員及び事務局職員の紹介

3 会長及び副会長の選出

事務局：会長及び副会長の選出について事務局案を提案

委員：事務局案で異議なし

※事務局：会長欠席のため、以降の議事進行を副会長に依頼

4 会議の公開について

事務局：会議の公開について説明及び傍聴希望者の報告。

⇒審議会は原則公開とし、非公開事項該当案件が発生した場合はその都度審議を行うことに決定。

5 会議録の公開について

事務局：会議録の公開について説明。

⇒会議録は発言者を役職名等で表記し、内容を要約したものを、各委員の確認後に公表することに決定。

6 本審議会への設置者の出席について

副会長：今回の審議において設置者に出席を求め、現状の説明を聞くことについて提案。

⇒設置者に出席を求めることについて、各委員了承。

※設置者及び傍聴者入室

7 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について（（仮称）ラ・ムー茨木彩都店）

事務局：届出内容について説明。

①設置者に対する質疑

○各委員の質問は次のとおり。

- (1) 右折入出庫が可能となっている西側出入口の開業時等混雑時における事故回避のための対応策について。
- (2) 右折入庫待ちの車が渋滞した時の対応策について。
- (3) 西側出入口が交差点から近いことについて。

- (4) 将来的に人口が増えて交通量が増えた場合の展望について。
- (5) 西側出入口の右折入庫に至った経過について。
- (6) 歩行者への安全対策について。
- (7) 南側出入口からの来店客の駐車場内での歩行者導線の確保について。
- (8) 荷さばき車両や廃棄物収集車両の入出庫時の安全対策について。
- (9) 店舗北側に設置されている遮音フェンスの効果と高さについて。
- (10) 悪臭と騒音についての対策について。
- (11) 17時間の営業時間の必要性について。
- (12) 住民からの営業時間短縮を求める意見に対しての対応について。
- (13) 閉店後の駐車場の管理体制について。
- (14) 光害に対する配慮について。
- (15) 店舗敷地の積極的な緑化について。

○上記の質問に対する設置者の回答は次のとおり。

- (1) 茨木警察署と協議のうえ、開業時は出入口付近に複数名の警備員を常時配置し、万全の体制で臨みたいと考えている。
- (2) 駐車場が満車になった場合は、満車のため入庫できない旨のプラカードを建てるなどの対策を考えているが、交通量調査の結果から予測すると、右折入庫待ちの車が滞留することはほとんどないと考えている。
- (3) 店舗立地場所の敷地は高低差があり、出入口を北側に移動すると、入庫後急なスロープとなってしまい安全上問題があるということから、それよりも余裕をもった駐車場台数を確保する方が良いのではないかという協議を経て、現在の出入口の位置となっている。
- (4) 開業後の状況によると考えているため、現在のところ具体的な展望はもっていない。
- (5) 東側からの来店客については中央分離帯があるため南側の出入口からは入庫できず、南側の出入口から入庫するため交差点をUターンすることや住宅街を迂回することが予想されるため、西側出入口からの右折入庫を可能とした経過である。
- (6) 開業時と繁忙時に関しては当然警備体制を想定しており、平常時についても、開業後の歩行者あるいは来店客の通行状況を把握したうえで、必要な時間帯・場所には警備員を配置する予定である。
- (7) 南側からの来店客もあると思うが、横断歩道等の対策は想定していない。駐車場内の歩行者導線の確保については検討をする。
- (8) 繁忙時間帯は荷さばき車両や廃棄物収集車両の入出庫は避ける予定にしており、混雑を避けるため、できるだけ時間帯を分散させて搬入作業をする計画である。また、搬入車両については、従業員が後方の安全確認をする。
- (9) 店舗北側の敷地境界は擁壁となっており、遮音フェンスは擁壁の上の小段に設置しているため、敷地境界に対しては遮音フェンスの効果は全くなく、あくまでも住居地点に対しての配慮で設置しているものである。遮音フェンスの高さについては、老人ホーム側からすると、これ以上高くすると圧迫感があるため良くないとの協議をしたうえで、この高さとなっている。

- (10) 悪臭対策については脱臭効果のある機械をダクトに設置しており、騒音対策としては厨房排気ファンのダクトに消音機を設置している。
- (11) 24 時間営業を基本的な営業スタイルとしており、今回も当初 24 時間営業を計画していたが、届出前の住民との協議の中で要望を受けた結果、営業時間を短縮したうえで届出をしている。なぜ 17 時間営業をするかという点については、さまざまな住民のライフスタイルの中で、後発のスーパーということもあり他社との差別化ということと、ニーズも確かにあるため、今回の営業時間で届出をしている。
- (12) 何度も住民説明会をしたうえで住民の意見を受けて社内で協議をした結果、折衷案として今回の営業時間での届出をしているため、届出通りの営業時間で開業させていただき、開業後の状況に応じて対応を考えさせていただきたい。
- (13) 閉鎖をしたうえで、関係者以外の不審車両については十分に配慮し、防犯カメラも死角がないように配置を検討している。
- (14) 照明が敷地外にもれないよう、下方照射で配置計画をしており、派手なメイン看板も今回は設置しない。建物自体はライトアップせず、内照式の看板を設置する予定である。
- (15) 現状では駐車場台数を確保するため最低限の緑化面積となっているが、当意見については社内に報告をさせていただく。

⇒以上をもって設置者に対する質疑は終了。設置者退室。

②答申に関する審議

○答申に関する審議内容は次のとおり。

- ・ 駐車場内の歩行者の安全対策を求める附帯事項の提案。
- ・ 近隣住民の意見の把握及び協議等の誠実な対応を求める附帯事項の提案。

③総括

本件については市の意見はなし。ただし、審議内容に基づき、会長と事務局が協議のうえ、「夜間に発生する騒音及び防災・防犯対策」「出入口付近や駐車場内の交通安全対策」「店舗の運営方法を大きく変更する際の対応」「近隣住民の意見の把握及び近隣住民との協議等の対応」に関して、4 点の附帯事項を付け加える。

8 その他について

○その他の事項についての各委員からの意見・提案は次のとおり。

- ・ 審議会としての意見を住民に対して説明する機会を設けることの提案。

9 次回開催予定について

事務局：平成 30 年 1 2 月 1 4 日（金）第 2 回審議会開催予定

審議予定案件（仮称）茨木新中条町 NK ビル